

別表第 1（第 3 条関係）

（公益的施設）

施 設 の 種 類	区 分
社会福祉施設	1 老人福祉センター、身体障害者福祉センター、児童厚生施設その他これらに類する施設（以下「老人福祉センター等」という。）
	2 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類する施設（以下「その他の福祉施設」という。）
医療施設	病院及び診療所
教育文化施設	1 学校
	2 公民館
	3 図書館、博物館、美術館その他これらに類する施設（以下「文化施設」という。）
	4 自動車教習所及び学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
集会及び娯楽施設	1 集会場及び公会堂（以下「集会施設」という。）
	2 劇場、観覧場、映画館及び演芸場（以下「劇場等」という。）
	3 遊技場
スポーツ及びレクリエーション施設	体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
通信施設	郵便局株式会社法（平成 17 年法律第 100 号）第 2 条第 2 項に規定する郵便局及び西日本電信電話株式会社の支店
金融機関の施設	銀行、質屋その他これらに類する施設
購買施設	1 卸売市場、百貨店、マーケット、展示場その他物品販売業を営む店舗及びクリーニング取次店、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗（以下「物品販売業を営む店舗等」という。）
	2 給油取扱所
飲食施設	飲食店及びキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
宿泊施設	ホテル及び旅館
環境衛生施設	1 理髪店
	2 公衆浴場、公衆便所及び火葬場
官公庁の施設	国又は地方公共団体が設置し、事務又は事業の用に供する施設
路外駐車場等	駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）第 12 条の規定による届出をしなければならない路外駐車場及び自動車の停留又は駐車のための建築物（いずれも駐車のために供する部分に駐車場法施行令（昭和 32 年政令第 340 号）第 15 条の規定による国土交通大臣が認める特殊な装置を用いるものは除く。）
駅舎等	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの（公共交通機関を除く。）

別表第 2（第 4 条関係）

（共同住宅等施設）

施 設 の 種 類	区 分
共同住宅等	共同住宅、寄宿舍及び下宿
事務所及び工場	事務所（公益的施設に該当するものを除く。）及び建築基準法第 2 条第 2 号に規定する工場

別表第 3（第 5 条関係）

（複合施設）

施 設 の 種 類	区 分
複合施設	1 消防法（昭和 2 3 年法律第 1 8 6 号）第 8 条の 2 第 1 項に規定する地下街
	2 公益的施設又は共同住宅等施設が複合的に存在する施設

別表第 4（第 7 条関係）

（公共交通機関）

施 設 の 種 類	区 分
公共交通機関	鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成 1 3 年国土交通省令第 1 5 1 号）第 2 条第 1 2 号に規定する旅客車、軌道法施行規則（大正 1 2 年内務鉄道省令）第 9 条第 1 7 号（ロ）に規定する客車、道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号）第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する乗合自動車、海上運送法（昭和 2 4 年法律第 1 8 7 号）第 2 条第 3 項に規定する定期旅客事業の用に供する船舶並びに鉄道、軌道、乗合自動車及び船舶の乗降場

別表第5（第8条関係）（注） 規則の原文をそのまま横書きし、掲載しているものであり、読まれるときは、上欄を左欄に下欄を右欄と読み替えてください。

第1 （公益的施設、共同住宅等施設及び複合施設の適用施設整備基準）

項 目	整 備 基 準
1 駐車場で、給油取扱所及び共同住宅等に設けるものの以外のもの	次に掲げる基準に適合する車椅子使用者用駐車区画を、駐車区域の総駐車台数が20を超える駐車場（駐車場法施行令第15条に規定する国土交通大臣が認める特殊の装置を用いるものを除く。）には1以上、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第19号の特別特定建築物で床面積の合計が2,000平方メートル以上のものに設ける駐車場には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「施行令」という。）第18条の規定に基づき設ける車椅子使用者用駐車施設の数以上設けること。 (1) 第3項(1)から(3)までの基準に適合する主たる出入口に近い位置に設けること。 (2) 幅は、350センチメートル以上とすること。 (3) 車椅子使用者用駐車区画であることを、見ることが容易な方法で表示すること。
2 第3項各号の基準に適合する出入口から、当該施設の敷地の接する道、公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）又は車椅子使用者用駐車区画までの通路で、給油取扱所に設けるものの以外のもの	1 次に掲げる基準に適合するものをそれぞれ1以上設けること。 (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (2) 段を設ける場合は、第6項(2)から(4)までの基準に適合する構造に準じたものとする。 (3) 幅は、120センチメートル以上とすること。 (4) 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。 (5) 排水溝は、車椅子のキャスター及び杖の先端等が落ち込まない構造とすること。 2 道等までの通路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）のうち、次に掲げる基準に適合するものをそれぞれ1以上設けること。 (1) 視覚障害者を誘導するための、周囲の床材の色と明度の差が大きく識別しやすい床材（以下「誘導用床材」という。）を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置（以下「音声誘導装置」という。）その他これに代わる装置を設けること。ただし、施行令第22条第1項ただし書の規定により視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。 (2) 自動車が行き止まりとなる部分（以下「車路」という。）に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する部分には、視覚障害者の注意を喚起するための、周囲の床材の色と明度の差が大きく識別しやすい床材（以下「注意喚起用床材」という。）を敷設すること。ただし、施行令第22条第2項第二号ロの規定により視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分については、この限りでない。 3 高低差がある場合は、特殊な構造又は使用形態の昇降機で専ら車椅子使用者の利用に供するもの（以下「特殊構造昇降機」という。）を設け、又は傾斜路の部分に次に掲げる基準に適合するものとする。

項 目	整 備 基 準
	(1) 幅は、内のりを120センチメートル（段を設ける場合は90センチメートル）以上とすること。 (2) こう配は、12分の1（高低差が16センチメートル以下の場合は8分の1）を超えないこと。 (3) 高低差が75センチメートルを超える場合は、75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊り場を設けること。 (4) 両端に立ち上り及び手すりを設けること。ただし、高低差が16センチメートル以下のもの又はこう配が20分の1を超えないものにあつては、この限りでない。 (5) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (6) 床面は、踊り場及び周囲の通路と識別が容易な色又は材質とすること。
3 地上又は駐車場へ直接通じる出入口で、給油取扱所に設けるものの以外のもの（以下「外部出入口」という。）	次に掲げる基準に適合するものを、主たる出入口を含め1以上設けること。 (1) 幅は、内のりを80センチメートル以上とすること。 (2) 戸を設ける場合は、自動開閉式その他車椅子使用者が円滑に通過できる構造とすること。 (3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
4 各居室への出入口で、昇降機を設けていない建築物の地上へ通じる出入口がない階及び路外駐車場に設けるものの以外のもの（以下「居室への出入口」という。）	前項の基準に適合するものをそれぞれ1以上設けること。ただし、共同住宅等は、1戸又は1室以上設ければ足りるものとする。
5 外部出入口から居室への出入口までの経路上の廊下で、昇降機を設けていない建築物の直接地上へ通じる出入口がない階及び給油取扱所に	1 次に掲げる基準に適合するものを1以上設けること。 (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (2) 段を設ける場合は、第6項(2)から(5)までの基準に適合する構造に準じたものとする。 (3) 幅は、内のりを120センチメートル以上とすること。 (4) 末端の付近及び区間50メートル以内ごとの位置に車椅子が転回することができる部分を設けること。 (5) 高低差がある場合は、第2項第3号の基準に適合する構造に準じたものとする。 (6) 第2項の傾斜路の部分及び第6項の階段の上端に近接する部分

項 目	整 備 基 準
設けるものの以外のもの	(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、注意喚起用床材を敷設すること。ただし、施行令第11条第二号ただし書の規定により視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。 (7) 外部出入口及び居室への出入口並びに第7項の基準に適合する昇降機及び特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は水平とすること。 2 外部出入口から人又は標識により視覚障害者にその施設全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所までの廊下(進行方向を変更する必要がない風除室内は除く。)には、誘導用床材を敷設し、又は音声誘導装置その他これに代わる装置を設けること。ただし、案内者が常駐する場合その他視覚障害者の誘導上支障がない場合については、この限りでない。
6 不特定多数の者が利用する階段で、直接地上へ通じる出入口がない階に通じるもの	次に掲げる基準に適合するものとする。 (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 (2) 建築物の構造上困難な場合を除き、主たる階段には、回り段を設けない。 (3) 立ち上り及び手すりを設ける。 (4) 段は、識別が容易で、かつ、つまずきにくい構造とすること。 (5) 上端に近接する踊り場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。ただし、施行令第12条第五号ただし書の規定により視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
7 昇降機(専ら駐車場の用に供される建築物については、車椅子使用者用駐車区画が設けられている階に停止するものに限る。)	特別支援学校以外の学校を除く公益的施設で床面積の合計が2,000平方メートル以上のものには、次に掲げる基準(施行令第19条第2項第五号りただし書の規定により視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、(6)、(8)及び(10)を除く。)に適合する昇降機を設けること。ただし、当該公益的施設の利用者が外部出入口のある階でサービスを受け、又は商品を購入することができる等の措置を講じる場合については、この限りでない。 (1) 昇降室の床面積は、1,83平方メートル以上とすること。 (2) 昇降室の出入口の幅は、内のを80センチメートル以上とすること。 (3) 昇降室の奥行きは、内のを135センチメートル以上とすること。 (4) 昇降室の床面形状は、車椅子の転回に支障のないものとする。 (5) 昇降室内には、昇降室が停止する予定の階を表示する装置及び昇降室の現在位置を表示する装置を設けること。 (6) 昇降室内には、昇降室が停止する予定の階並びに昇降室及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。 (7) 昇降室内及び乗り場には、車椅子使用者が円滑に操作することができる位置に制御装置を設けること。

項	目	整 備 基 準
		(8) 昇降室内及び乗り場に設ける制御装置（(7)に規定する制御装置を除く。）は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。 (9) 乗り場の幅及び奥行きは、それぞれ内のを150センチメートル以上とすること。 (10) 乗り場には、到着する昇降室の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、昇降室内に、昇降室及び昇降路の出入口の戸が開いた時に昇降室の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。
8	共同便所で 共同住宅に設 けるもの以外 のもの	1 共同便所は施行令第14条第1項の規定により不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が当該共同便所を利用する上で支障ないものとして国土交通大臣が定める配置の基準に従い、これらの者が利用する階（同項の規定により、当該階においてこれらの者が利用する部分の床面積、当該部分の利用方法その他の事情を勘案して国土交通大臣が定める階を除く。）の階数に相当する数以上を設け、次に掲げる基準に適合するものとする。 (1) 共同便所を設ける階においては、当該共同便所のうち1以上（施行令第14条第2項の規定により、当該階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、当該床面積に応じて国土交通大臣が定める数以上）に、同項の規定により車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房（以下「車椅子使用者用便房」という。）を1以上設けること。ただし、同項ただし書の規定により、当該階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合その他の車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。 (2) 車椅子使用者用便房及び当該便房のある共同便所の出入口は、第3項の基準に適合する構造に準じたものとする。 (3) 車椅子使用者用便房に男性用及び女性用の区分をする場合は、それぞれに設け、又は男性女性共に利用できるものを設けること。 (4) 医療施設、文化施設、集会施設、劇場等、体育館、物品販売業を営む店舗等（卸売市場を除く。）又は官公庁の施設及び駅舎等で一日当たりの乗降客の人数が5,000人以上のものにあっては、人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者（オストメイト）が円滑に利用することができるよう洗浄用温水シャワー付き汚物流し、荷物を置くことができる棚、衣服を掛けるための金具等その他の設備を適切に配置するとともに、乳幼児椅子、乳幼児ベッドその他乳幼児のおむつ替え等ができる設備を配置した車椅子使用者用便房（以下「多目的便房」という。）を1以上設けること。 (5) 多目的便房を設けたときは、当該便房のある共同便所の出入口付近にその旨を分かりやすい方法により標示すること。 2 男性用小便器を設ける場合は、1以上を手すりを設けた床置きその他これに類するものとする。

項 目	整 備 基 準
9 共同洗面所	1 以上を次に掲げる基準に適合するものとする。 (1) 共同洗面所の出入口は、第3項の基準に適合する構造に準じたものとする。 (2) 洗面器は、高さ70センチメートル程度の位置に設けること。 (3) 洗面器の周囲に手すりを設けたもの又はカウンター方式とすること。 (4) 水栓器具は、レバー式、光感知式その他の操作が容易なものを設置すること。 (5) 男性用及び女性用の区分をする場合は、それぞれに設け、又は男性女性共に利用できるものを設けること。
10 共同浴室で、老人福祉センター等、医療施設、宿泊施設又は公衆浴場に設けるもの	次に掲げる基準に適合するものとする。 (1) 脱衣場及び洗い場の出入口の戸は、原則として引き戸又は外開き戸で段を設けないものとし、幅は、内のを80センチメートル以上とすること。 (2) 床面は、濡れても滑りにくい材料で仕上げる。 (3) 据置式浴槽を設置する場合は、浴槽の縁及び移乗台までの高さは、40センチメートルから45センチメートル程度とすること。 (4) 脱衣場、洗い場及び浴槽に手すりを設けること。 (5) 洗い場床面と脱衣場床面とに高低差を設けないこと。 (6) 水栓器具は、操作が容易な位置に、レバー式その他の操作が容易なものとする。
11 シャワー室で、老人福祉センター等又はスポーツ及びレクリエーション施設に設けるもの	1 以上を次に掲げる基準に適合するものとし、かつ、シャワー用車椅子、シャワーチェアその他のものを用意すること。 (1) 脱衣場及びシャワールームの出入口の幅は、内のを80センチメートル以上とすること。 (2) 脱衣場の出入口の戸は、原則として引き戸又は開き戸とし、シャワールームの出入口の戸は、引き戸又はカーテンとすること。 (3) 床面は、濡れても滑りにくい材料で仕上げる。 (4) シャワールーム内部には、周囲に手すりを設けること。 (5) 水栓器具は、操作が容易な位置に、レバー式その他の操作が容易なものとする。
12 寝室及び客室で、老人福祉センター等又は宿泊施設で100以上の寝室又は客室を備えているものに設けるもの	次に掲げる基準に適合する寝室又は客室を寝室及び客室の総数に50分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数とし、得た数が8を超える場合は8）以上設けること。 (1) 各室の出入口は、第3項の基準に適合する構造に準じたものとする。 (2) 床面は、滑りにくい材料で仕上げる。 (3) 非常呼出し設備を設けること。 (4) 電話機、コンセント、スイッチ、収納棚その他の設備は、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるものとする。 (5) 光、音その他の方法により視覚障害者及び聴覚障害者に非常警報を知らせる装置を設けること。 (6) 便所は、第8項第1号(1)及び(2)の基準に適合する構造に準じたものとする。

項 目	整 備 基 準
	(7) 洗面所は、第 9 項(1)から(4)までの基準に適合する構造に準じたものとする。 (8) 浴室は、第 10 項(1)から(6)までの基準に適合する構造に準じたものとする。
1 3 改札口及びレジ通路で、文化施設、集会施設、劇場等、スポーツ及びレクリエーション施設、物品販売業を営む店舗等、飲食施設、公衆浴場又は駅舎等に設けるもの	それぞれ 1 以上を次に掲げる基準に適合するものとする。 (1) 幅は、80センチメートル以上とすること。 (2) 改札口には、誘導用床材及び注意喚起用床材（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）を敷設すること。
1 4 観覧席で、集会施設、劇場等又はスポーツ及びレクリエーション施設に設けるもの	次に掲げる基準に適合する車椅子で利用できる観覧席（以下「車椅子使用者用観覧席」という。）を、固定式の客席が 600 席までの建築物には 3 席以上、600 席を超えるものにはその総数に 200 分の 1 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上設けること。 (1) 当該居室への出入口までの経路に段がない位置であること。 (2) 1 席当たりの幅は、90センチメートル以上とし、奥行きは 140センチメートル程度とすること。 (3) 車椅子使用者用観覧席の前面及び側面には、立ち上りを設けること。
1 5 カウンター及び記載台	次に掲げる基準に適合するものとするよう努めること。 (1) 高さは、70センチメートル程度とすること。 (2) 下部に車椅子のフットレストが入るスペースを確保すること。
1 6 自動販売機及び水飲み器	次に掲げる基準に適合するものとするよう努めること。 (1) 下部に車椅子のフットレストが入るスペースを確保すること。 (2) 自動販売機のコイン投入口及び取出口の高さは、45センチメートルから 125センチメートルまで程度とすること。 (3) 水飲み器の飲み口の高さは、80センチメートル程度とすること。
1 7 公衆電話台	次に掲げる基準に適合するものとし、かつ、障害者及び高齢者等が円滑に利用できる電話機を設置するよう努めること。 (1) 電話台の高さは、70センチメートル程度とすること。 (2) 電話台の下部に車椅子のフットレストが入るスペースを確保すること。

項 目	整 備 基 準
1 8 案内板	主要な外部出入口の付近に、次に掲げる基準に適合するものを設けるよう努めること。 (1) 文字や記号は、大きく、かつ、太く、地板の色とコントラストをつけ、分かりやすいものとする。 (2) 点字による表示を併用すること。 (3) 第8項第1号(1)から(3)までの基準に適合する便所がある場合は、その位置を表示すること。
1 9 呼出し設備	主要な外部出入口に、次に掲げる基準に適合するものを設けるよう努めること。ただし、案内者が常駐する場合その他視覚障害者の誘導上支障がない場合については、この限りでない。 (1) 呼出しボタンの高さは、100センチメートル程度とすること。 (2) 点字による使用説明を設けること。
2 0 休憩場所	共同住宅及び寄宿舍を除く施設には、利用者の休憩場所を設けるよう努めること。